

# こんな問題で悩んでいませんか？

妊娠を会社に報告したら「辞めてくれ」と言われた

パートで働いているが、正社員と同じ仕事をしているのに、賃金が低すぎる

上司からセクハラを受けて困っている

会社から「男が育児休業をとるなんてダメだ」と言われた

男性と同じ仕事をしているのに、女性は昇進が遅いようだ…

子どもが3歳になるまで、勤務時間を短くして働きたい

妊娠中の定期健康診査を受けるため休暇を申し出たが、会社が認めてくれない

保育園児の子どもの病気のために休みたいが、年休を使いきってしまった

父親が倒れた。仕事を辞めずに介護はできないだろうか

そんな時は、一人で悩んでいないでご相談ください！

## 愛媛労働局雇用均等室

〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎

TEL 089-935-5222 FAX 089-935-5223

受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)

電話やお手紙での相談も受け付けます (すべて無料)

ホームページ <http://www.e-roudou.go.jp>

# 雇用均等室にご相談ください!

なんとかしたい  
と思っている  
あなた!



専門の職員がお話を伺い、問題の解決に向けてご相談に応じています。



## 雇用均等室ってどんなところ？

★雇用均等室は厚生労働省の地方出先機関です。職場での性別による差別や妊産婦に対する不利益な取扱い、また、セクシュアルハラスメントや妊産婦の健康管理のほか、育児・介護休業、パートタイム労働についてのご相談を受け付けています。



## 相談をしたら、雇用均等室はどんなことをしてくれるの？

- ★法律についての情報提供や、解決するためのアドバイスをいたします。
- ★ご相談内容から、会社の法律違反が疑われる場合は、会社からも事情を聴きます。その上で、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、パートタイム労働法などに違反する場合は、会社に対し、行政指導を行います。
- ★また、紛争解決援助の制度（**労働局長による援助・調停制度**）もあります。まずはご相談下さい。もちろん、相談された方の秘密は厳守します！



## 雇用均等室に相談して、本当に解決するの？

★紛争解決援助制度をご利用の場合、労働局または調停委員が公平な第三者としてあなたと会社の間立ち、両者の納得が得られるよう解決策を提示し、紛争の解決を目指します。

### 事例

会社に妊娠を報告したところ、「人手が足りないのに休まれては困る、退職してほしい」と言われた、と雇用均等室に相談がありました。雇用均等室が会社に対し、均等法では妊娠等を理由として退職勧奨をするなどの不利益な取扱いは禁止されていることを説明し指導した結果、女性労働者は産前産後休業に引き続き育児休業を取って職場復帰し、働き続けています。

★雇用均等室のアドバイスを受けてご自身で解決された方もいます。

### 事例

1年契約を繰り返している契約社員が、育児休業を会社に申し出たところ、「契約社員は育児休業できない」と言われたため、雇用均等室に相談がありました。雇用均等室から法律の内容の説明を受け、もう一度会社に話をした結果、会社側が法律の理解が足りなかったことを認めたため、希望どおり育児休業できるようになりました。



## 雇用均等室に援助をお願いしたことによって、会社から嫌がらせをされたりしませんか…？

★紛争解決援助制度を利用したことを理由として、会社が労働者に対して解雇その他の不利益な取扱い（配置転換、雇用契約の更新拒否など）を行うことは禁止されています。